

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく登録申請の手引き

- フロン類回収業の登録をされる方々へ -

平成24年3月

尼崎市

〒660-8501

尼崎市東七松町 1-23-1

尼崎市役所

産業廃棄物対策担当

06-6489-6310

fax06-6489-6300

## **新規登録**

使用済自動車のフロン類回収業を行う者は使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条により、フロン類回収業の登録を受ける必要があります。

対象者：使用済自動車からフロン類を回収しようとする者

申請書：フロン類回収業者登録申請書（様式第三）及び添付書類（別表1）

受付期間：随時

有効期限：登録日より5年間となります。

## **更新登録**

フロン類回収業の登録の有効期間は5年になっていますので、事業を継続する場合は有効期間を過ぎる前に更新登録申請が必要になります。

対象者：フロン類回収業者

申請書：フロン類回収業者登録（登録の更新）申請書（様式第三）及び添付書類（別表1）

受付期間：有効期限切れの1ヶ月前から受け付け開始

登録日：申請書類の審査を行います。そこで問題がなければ、更新前の登録証の有効期限の次の日が更新登録証の登録日となります。

有効期限：登録日より5年間となります。

注意点：有効期限までに更新登録申請を行わなければ、改めて新規の登録申請が必要になります。ご注意ください。

また、有効期限日より1週間前以降に更新の申請を行った場合は審査に必要な日程上、更新登録日に新しい登録通知書をお渡しできない可能性があります。できましたら、有効期限1月前を目安に申請をお願いいたします。

## **変更届**

フロン類回収業に係る変更事項があった場合は変更届が必要になります。

対象者：以下の事項の変更があった者

社名（個人の場合は氏名）、本社住所（個人の場合は住所）、代表者（法人の場合のみ）、事業所の名称・所在地、役員（法人の場合のみ）、法定代理人（個人の場合）、回収しようとするフロン類の種類、フロン類の回収に使用する設備の種類、数及び能力、フロン類の回収方法に十分な知見を有する者

届出書：フロン類回収業者変更届出書（様式第四）と添付書類（別表２）

届出期限：変更があった日から３０日以内

登録日：変更届により登録の日及び有効期間の変更は生じません

## **廃業届**

市内で行っているフロン類回収業を完全に廃止する場合は廃業の届け出が必要になります。

対象者：登録を受けた者が死亡した場合（個人）

法人が合併等により消滅した場合（法人）

法人が解散した場合（法人）

市内のすべての事業所で使用済自動車の取扱いをやめる場合

市内のすべての事業所を閉鎖する場合

届出書：フロン類回収業廃止届出書(様式４)及び登録通知書（原本）

届出期間：上記の届出対象になった日から３０日以内

注意点：市内にある一部の事業所のみを廃止する場合は変更届の対象となります。

## 欠格事項について

登録を受けようとする者が次のいずれかに該当する場合は登録されません。

- 1 . 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- 2 . 使用済自動車の再資源化等に関する法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 . 自動車リサイクル法第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しないもの
- 4 . フロン類回収業者で法人である者が第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 . 第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 . フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1～5までのいずれかに該当するもの
- 7 . 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに1～5までのいずれかに該当する者のあるもの

## 申請方法

必要書類をそろえ、尼崎市役所経済環境局環境部産業廃棄物対策担当に提出して下さい。  
提出部数は1部となりますので、必要であれば申請者側の控えとする副本1部（コピー可）  
とあわせ、2部ご用意ください。  
担当者が不在の場合がありますので、必ずご連絡のうえご来庁ください。

## 手数料

手数料は以下のとおりになります。

種 別	手数料	
フロン類回収業	新規登録申請	6,000円
	更新登録申請	4,000円
	変更届	不要

手数料は、市庁舎内の銀行で納付をしていただきます。証紙等は必要ありません。  
銀行は3：00で閉まりますので、申請は2：30までにお越し下さい。

## 登録通知書の交付

登録されると、登録通知書が交付されます。基本的に交付は窓口で手渡しにより行いますが、やむをえず郵送での交付を希望する場合はA4サイズ紙が入る封筒に送付先の宛先、郵便切手（特定記録300円）を貼付して申請時にお持ちください。この場合は通知書の到着後、受領証の返送が必要になります。

## 自動車リサイクルシステム

登録を受けた後、電子マニフェスト制度による移動報告等の実施のために、フロン類回収業として自動車リサイクルシステムへの事業者登録が**別途必要**となります。登録申込みは「自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター」が窓口となっています。登録申込書は「事業者情報登録センター」、「尼崎市役所 産業廃棄物対策担当」、「自動車整備振興会（会員の場合）」等で入手可能です。詳しくは、下記へお問い合わせください。

自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター

050-3786-8822

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律との関係

### 使用済自動車は廃棄物になります

使用済自動車等（使用済自動車・解体自動車・シュレッダーダスト・エアバッグ類）は、平成17年1月1日から自動車リサイクル法の規定により、その金銭的価値の有無に関わらずすべて廃棄物処理法上の廃棄物として扱われる事になります。従って廃棄物処理法の保管基準が適用されることとなります。

### 収集運搬業の許可はいりません

自動車リサイクル法の登録・許可業者は使用済自動車等の運搬には収集運搬業の許可は不要です。自ら運搬する限り他府県でも収集運搬が可能になります。この場合、委託契約書の締結義務はありません。また、廃棄物処理法に基づくマニフェストの使用も必要ありません。（自動車リサイクル法の電子マニフェストの使用は必要です）

一方、他者に運搬を委託する場合、運搬受託者は廃棄物処理業の適用を受けます（収集運搬業の取得、委託契約書の締結が必要。マニフェストについては自動車リサイクル法の電子マニフェストを使用することになります。）

## 関連情報の入手について

自動車リサイクル法に関する関連情報は以下のサイトで入手することができます。

財団法人 自動車リサイクル促進センター

<http://www.jarc.or.jp/>

自動車リサイクルシステム

<http://www.jars.gr.jp/>

経済産業省

[http://www.meti.go.jp/policy/automobile/main\\_02.html](http://www.meti.go.jp/policy/automobile/main_02.html)

環境省

<http://www.env.go.jp/recycle/car/index.html>

尼崎市産業廃棄物対策担当

<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/web/contents/info/city/city03/sanpai/index.htm>